

平成 16 年 6 月  
大阪税関業務部

## 海上貨物に係る簡易輸出扱いのトライアルの実施について (お知らせ)

複数の輸出者が輸出する航空貨物については、関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)67 - 2 - 5(マニフェスト等による輸出申告)及び 67 - 2 - 6(マニフェスト等による申告手続)の規定により、簡易な申告手続が認められています。最近の国際物流の実態等を踏まえ、海上貨物についても同様の事例があることから、その実態を把握するとともに適正かつ迅速な通関を確保するため、本年 6 月 7 日(月)より、下記の要領で簡易な申告手続のトライアルを行うこととしましたので、お知らせします。

なお、海上 NACCS には、申告項目を一部削減した 20 万円以下の少額貨物に係る申告手続も行えることとなっており、本トライアルは海上 NACCS を使用した申告手続を認めない趣旨ではないので、留意願います。

### 記

#### 1. 対象貨物

次に掲げる全ての条件に該当する貨物を対象とします。

一の仕入書その他これに代わる書類(以下「仕入書等」という。)の価格が 20 万円以下のもの  
関税法(昭和 29 年法律第 61 号)第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定による他法令の証明又は確認を要しないもの

輸出を条件とした関税等の減免戻税の対象とならないもの

イラン、イラク、朝鮮(大韓民国政府の支配する地域を除く。)又はリビアを仕向地としないもの

#### 2. 申告手続

- (1) 複数の輸出者毎の輸出申告書に代えて、別紙「海上少額貨物簡易輸出申告書(運送申告書)」(以下「申告書」という。)及び(2)の事項を記載した仕入書等をそれぞれ 2 通提出させ、申告書には、各輸出者に関して共通する事項である、あて先税関、申告年月日、代理人住所氏名及び電話番号、積込港、積載船名、出港予定年月日、仕向地及び蔵置場所並びに申告番号を記載して下さい。
- (2) 申告書に添付させる仕入書等には、輸出者住所氏名及び電話番号、仕向人住所氏名、品名、数量、申告価格及び申告番号を記載して下さい。

#### 3. 輸出許可

審査終了後、許可書用の申告書上に税関の許可印を押印するとともに、代理人である通関業者に対して許可印を押印した当該申告書を交付します。

#### 4 . その他

- (1) 海上少額貨物簡易輸出申告は、輸出者毎に提出されるべき輸出申告書を通関業者が一括して作成した「海上少額貨物簡易輸出申告書（運送申告書）」に仕入書等を添付して提出することにより行うものであることから、当該仕入書等に記載された輸出者毎の輸出申告として取り扱うこととなるので留意願います。
- (2) 通関業の許可を受けていない運送業者等が通関業者に通関手続を依頼している場合には、当該運送業者等の名称、所在地及び電話番号を「海上少額貨物簡易輸出申告書（運送申告書）」に付記するようにして下さい。

#### **[ 問合わせ先 ]**

大阪市港区築港 4 - 1 0 - 3

大阪税関業務部通関総括第 1 部門

電話 0 6 - 6 5 7 6 - 3 3 1 3、3 3 1 4